

平成28年度の上半期の予算執行状況をお知らせします

今年度の上半期(4月1日から9月30日)の財政状況を公表します。

一般会計の当初予算額は54億4,500万円でしたが、その後の補正予算(7,619万円)と前年度の繰越事業分(歳入1億647万円)を合わせて9月30日の予算現額は56億2,766万円となっております。

一般会計

(歳入)

区分	予算現額	収入済額	収入率
町税	8億3,236万円	4億8,329万円	58.1%
地方譲与税	4,940万円	1,388万円	28.1%
利子割交付金	120万円	29万円	24.2%
配当割交付金	281万円	77万円	27.4%
株式等譲渡所得割交付金	214万円	0万円	0.0%
地方消費税交付金	1億3,500万円	8,141万円	60.3%
ゴルフ場利用税交付金	1,500万円	469万円	31.3%
自動車取得税交付金	1,000万円	340万円	34.0%
地方特例交付金	83万円	83万円	100.0%
地方交付税	23億5,033万円	16億2,564万円	69.2%
交通安全対策特別交付金	140万円	74万円	52.9%
分担金・負担金	3,925万円	710万円	18.1%
使用料・手数料	4,529万円	2,193万円	48.4%
国庫支出金	5億0,732万円	6,811万円	13.4%
県支出金	3億1,291万円	2,154万円	6.9%
繰越金	2,746万円	27万円	1.0%
諸収入	1億0,392万円	2,556万円	24.6%
町債	8億5,230万円	0万円	0.0%
その他	3億3,874万円	4,066万円	12.0%
合計	56億2,766万円	24億2,735万円	43.1%

(歳出)

区分	予算現額	支出済額	執行率
議会費	7,567万円	3,856万円	51.0%
総務費	8億0,259万円	2億5,440万円	31.7%
民生費	11億5,886万円	5億4,370万円	46.9%
衛生費	7億2,160万円	3億3,161万円	46.0%
労働費	209万円	191万円	91.4%
農林水産費	2億5,074万円	4,947万円	19.7%
商工費	3億4,733万円	8,192万円	23.6%
土木費	3億6,473万円	7,772万円	21.3%
消防費	2億6,883万円	1億1,562万円	43.0%
教育費	10億1,577万円	3億8,704万円	38.1%
公債費	6億0,895万円	2億8,752万円	47.2%
その他	1,050万円	0万円	0.0%
合計	56億2,766万円	21億6,947万円	38.6%

特別会計

区分	予算現額	収入済額	支出済額	支出執行率
国民健康保険	12億4,701万円	4億8,150万円	5億1,723万円	41.5%
後期高齢者医療	1億3,529万円	5,729万円	3,679万円	27.2%
介護保険	13億6,232万円	6億3,254万円	5億1,294万円	37.7%
浄化槽整備事業	7,429万円	1,105万円	1,075万円	14.5%



平成29年春の優良自動車運転者表彰申請について

- ◆受付期間 平成28年12月1日(木)～平成29年1月17日(火)までの間とし、その後の申請は受理できません。但し、12月1日以降に取得した無事故・無違反証明書を持参した場合は、平成29年1月31日(火)まで受付けます。
- ◆申請方法 無事故・無違反証明の申請手続きは交通安全協会が代行しますので、免許証、印鑑、証明書代630円を持参して協会へお出かけください。また、個人で申請期間内に証明書を取った方は、平成29年1月31日までにお持ちください。
- ◆表彰の種類 ①銅章(5年以上無事故・無違反) ②銀章(10年以上無事故・無違反)
③金章(15年以上無事故・無違反) ④金冠銀章(20年以上無事故・無違反)
⑤金冠金章(30年以上無事故・無違反) ⑥旭日金冠章(40年以上無事故・無違反)
- ◆表彰式 平成29年春の交通安全運動期間中を予定しています。
- ◆その他 申請用紙は、富岡交通安全協会に用意してあります。詳細は、富岡交通安全協会へお問い合わせください。(☎63-2424)

「固定資産税」について

お知らせ



《家屋を新増築 取り壊した人はご連絡ください》

固定資産税は、1月1日現在の所有者に対して課税されます。課税対象の状況をよりの確に把握し、公平且つ適正な課税を行うために、次に該当するときは、住民税務課税務係までご連絡ください。

◎家屋を新増築又は取り壊した時（平成28年1月～12月の間）

◎登記していない家屋の所有者が変更になったとき

◎店舗や事務所として使用していた家屋を住宅用に変更した場合、又は居住用として使用していた家屋を店舗や事務所に変更したとき（住宅用地は一定の条件を満たすと税額の特例があります。）

申請期限 平成29年1月31日（火）

《事業用の償却資産をお持ちの人は償却資産の申告を》

事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の状況（資産の名称、取得価格、取得年月、耐用年数など）を申告していただくことになっていきます。必ず期限までに申告書の提出をお願いします。e L T A X（エルタックス）地方税の電子申告もできます。

※申告の方法

◎前回に申告した人↓町から送付される申告書に平成28年1月2日から平成29年1月1日までの増加・減少資産を記入してください。（増減のない人も必ず申告して下さい。）

◎新たに申告する人↓住民税務課税務係に必要な書類がありますので、ご連絡ください。

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告してください。

提出期限 平成29年1月31日（火）

償却資産の主な種類

◎構築物↓門、塀、橋、駐車場などの舗装、広告設備、庭園など

◎機械及び装置↓旋盤、プレス、クレーン、発電・変電施設など

◎車両及び運搬具↓大型特殊自動車（フォークリフト、タイヤローラーなどの建設土木用車両、農耕用車両など）、動力運搬車など（小型特殊自動車については、軽自動車税の対象になりますので、償却資産の該当にはなりません。）

◎工具・器具・備品↓検査工具、治具、電気・ガス器具、理・美容器具、医療器具、冷暖房用機器、パソコン、陳列ケース、事務機器、自動販売機、レジスター、広告看板など

※太陽光発電設備を設置した場合の償却資産申告

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。

◎建材型ソーラーパネルで、屋根材として家屋（固定資産）に該当する部分は、今回の申告・課税の対象外です。

◎農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合、地目が雑種地になり、その土地の評価額・固定資産税額が大きくなります。

◎個人住宅で建材型ソーラーパネルでないもので、余剰電力であっても発電出力が10キロワット以上のものは、課税対象となります。

《課税免除（過疎法）の確認と申請を》

◎過疎地域自立促進特別措置法により、町内に製造の事務所及び旅館業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備（機械・装置並びに建物及びその附属設備）を新設又は増設した場合、左記条件が整えば、その固定資産税が3年間免除になります。この免除を受けるためには申請が必要になります。

該当者↓青色申告を行っている法人又は個人

適用要件↓新増設した設備の取得価格の合計が、2,700万円を超える場合（ただし、敷地については、取得後1年以内に建設着手したものに限り。）

課税免除期間↓課税初年度から3年間

申請期限 平成29年1月31日（火）（申請用紙は住民税務課税務係にあります。）

◎わがまち特例により、公共の危害防止施設・ノンフロン製品等（詳しくは町のホームページにも掲載されております。）について該当する場合は、特例措置があります。

申請期限 平成29年1月31日（火）（申請用紙は町のホームページからダウンロードできます。）

《償却資産の申告書におけるマイナンバー記載について》

平成28年度申告分からマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、償却資産申告書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。

個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を所定の記載欄に記入して下さい。個人番号を記載した申告書の提出時には、窓口にて本人確認（個人番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

《納期の変更》

◎平成29年度より固定資産税の納期第1期は、5月1日から同月31日までとなります。

合併浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。
今年度の申請の締切りは毎月28日(水)までです。お早目に申請をお願いします。

1 エコ補助金を継続!

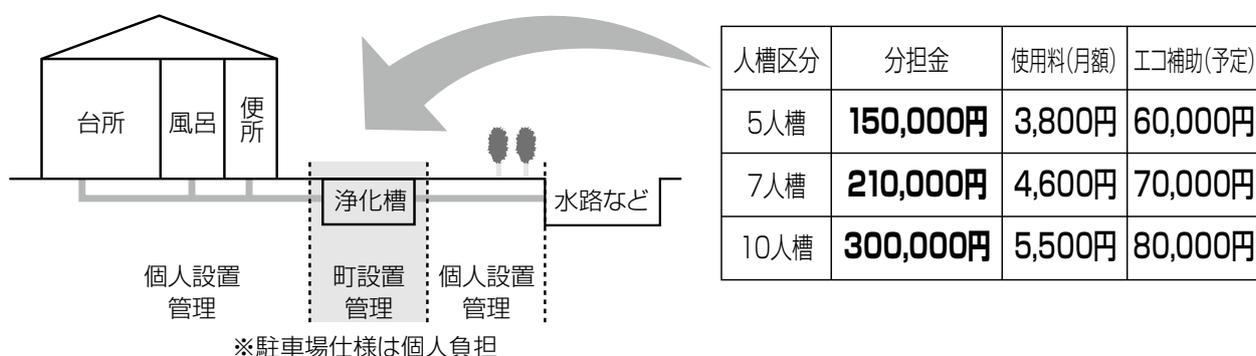
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成27年度で78.5%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成27年度で30.7%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 建設係 ☎64-8807(直通)